

令和 7 年 1 2 月議会

保健福祉子ども委員会 資料

- 1 条例議案・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 2 指定管理者の指定について・・・・・・・・ P 3
- 3 指定管理者の指定の一部変更について・・・・ P 9 3
- 4 令和 7 年度 1 2 月補正予算・・・・・・・・ P 9 5

保健福祉局

議案第 150 号

北九州市保健所及び保健センター条例の一部改正について

1 改正理由

北九州市保健所及び保健センター条例（昭和 39 年条例第 27 号。以下「条例」という。）は、地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）に基づき、北九州市保健所及び保健センターの設置等について定めている。

地域保健法第 18 条において、市町村は保健センターを設置することができ、保健センターは住民に対して地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設とされており、北九州市では各区に保健センターが設置されている。

北九州市八幡東保健センターとして位置づけられている八幡東区役所東別館は、北九州市住宅供給公社（以下「公社」という。）が所有する尾倉団地と建物を共有（10 階建の 2 階部分を所有）しているが、令和 2 年度に耐震診断を実施したところ、耐震改修が困難であることが判明したため、公社と協議の上、令和 7 年 12 月末の用途廃止を決定した。

については、保健センター機能を八幡東区役所別館へ移転し、令和 8 年 1 月から供用を開始するため、条例別表に定める北九州市八幡東保健センターの位置について改正を行うもの。

2 改正の内容

北九州市八幡東保健センターの位置変更（別表関係）

【現行】

別表（第 2 条関係）

名称	位置	所管区域
略		
北九州市八幡東保健センター	北九州市八幡東区中央一丁目 2 番 4 号	八幡東区の区域
略		

【改正後】

別表（第 2 条関係）

名称	位置	所管区域
略		
北九州市八幡東保健センター	北九州市八幡東区中央一丁目 1 番 1 号	八幡東区の区域
略		

3 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日

指定管理者の指定について
(北九州市立特別養護老人ホームかざし園等)

指定管理者の指定議案一覧(7施設／7議案)

第171号	北九州市立 特別養護老人ホームかざし園	社会福祉法人 北九州市福祉事業団	5年	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで		介護保険課
第172号	北九州市立 本城リサイクル工房	社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会				障害者支援課
第173号	北九州市立 浅野社会復帰センター	社会福祉法人 北九州精神保健福祉事業協 会				
第174号	北九州市立 洞海工芸舎	社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会				
第175号	北九州市立 門司障害者地域活動センター	社会福祉法人 あすなろ学園			○	
第176号	北九州市立 小倉南障害者地域活動センター	社会福祉法人 北九州あゆみの会			○	
第177号	北九州市立 八幡西障害者地域活動センター	社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会				

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和7年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名 称：北九州市立特別養護老人ホームかざし園

所在地：北九州市門司区南本町3番3号

施設内容：①規模 1,503.03 平方メートル

②構造 鉄筋コンクリート造3階建（3階部分は門司病院の一部）

③構成 1階：事務室、電気室、厨房、食堂、機能回復訓練室、調理員室、食品庫、面談室、洗濯室、浴室、トイレなど

2階：居室（15室）、医務室、静養室、介護職員室、浴室、倉庫、トイレ、娯楽室、洗濯室、物干室など

3階：一部が特養のE V室他

④定員 入所55人、短期入所1人

⑤開設 昭和58年12月1日

⑥事業内容 65歳以上で身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅でこれを受けることが困難な者を入所させ、適切な処遇を行うことを目的とするもの。

2 指定の経緯

令和7年 7月22日 募集要項配布

令和7年 9月10日 募集締め切り

令和7年 9月22日 指定管理者検討会の開催

令和7年10月 指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

① 法人、その他の団体であること。（個人による応募は不可）

② 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。

③ 現在、実施されている低所得者の利用者への介護保険料の負担軽減措置を維持するため、社会福祉法人利用者負担軽減措置事業又はこれと同等の措置を講じる

こと。

- ④ 申請意向届出書を提出していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が申請意向届出書を提出していること。)

(注)複数の団体により構成するグループによる応募についてグループでの応募も可能です。その場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表団体を定めていただき、上記の要件を、その代表団体に求めます。なお、共同事業体の代表団体は、構成員中最も業務履行能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大でなければならないこととします。

- ⑤ 共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること。

(2) 応募状況

説明会参加：3団体

応募件数：2団体 ((社福)北九州市福祉事業団、(社福)暁会)

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・[市民代表] 富田 京子 (高齢社会をよくする北九州女性の会 理事)
- ・[学識経験者] 中野 昌治 (福岡県弁護士会北九州部会高齢者・障害者委員会)
*法律・経営等に知見を有する者
- ・[学識経験者] 中村 貴志 (福岡教育大学教育学部 教授)
- ・[市民代表] 野村 尚子 (NPO 法人老いを支える北九州家族の会 専任理事)
- ・[市民代表] 森野 恵子 (北九州市民生委員児童委員協議会 筆頭副会長)
(五十音順)

5 選定基準等

選定基準 (= 審査項目) 及びポイント	
1 指定管理者としての適性	
(1) 施設の管理運営 (指定管理業務) に対する理念、基本方針	
① 市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営 (指定管理業務) に対する理念や基本方針を持っているか。	
② 社会福祉を目的とする事業者としての経営理念及び経営理念を具体化した施設運営の基本方針を持っているか。	

	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
	(3) 実績や経験など
	① 同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 ② 施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 ③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2	管理運営計画の適確性
	【有効性】
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み
	① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ② 施設の利用者の増加を図るための実施可能な提案があるか。 ③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。 ④ 医療との連携や重度化防止の観点で踏まえた、生活を支援する基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。 ⑤ 認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるための取組みなど、認知症高齢者ケアに対する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。 ⑥ 社会福祉を推進する団体の責務として、低所得者へ配慮した法人運営や施設経営の基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。
	(2) 利用者の満足度
	① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 ⑤ 利用者本位の立場から、利用者一人ひとりへの個別・具体的なサービス提供を行うための基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。 ⑥ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
	【効率性】
	(3) 指定管理料及び収入
	① 指定管理業務に係る費用が妥当であるか。 ② 利用料金の設定が適切であるか。 ③ 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。 ④ 再委託が適切な水準で行われているか。 ⑤ その他経費を低減するための実施可能な提案があるか ⑥ 施設で一定の剰余金が出た場合、その一部を市または利用者へ還元する具体的な提案があるか。
	【適正性】
	(4) 管理運営体制など

① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。 ② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。 ③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。 ④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。 ⑤ 施設で働く職員のやる気や満足度を高めるための職場の環境づくりなど基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。 ⑥ 社会福祉を推進する団体として、地域の住民や地域包括支援センター等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
（５）平等利用、安全対策、危機管理体制など ① 施設の利用者の個人情報保護するための対策が十分に考えられているか。 ② 人権やプライバシーの保護、身体拘束廃止、おむつはずしなど、尊厳の保持について基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。 ③ 利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。 ④ 誤嚥や転倒など、日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。 ⑤ 日常の衛生管理から感染症や食中毒等の発生時の対応・再発防止などに関する考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。 ⑥ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。 ⑦ 虐待防止や虐待対応に関する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策があるか。
（６）社会貢献・地域貢献 ① 高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。 ② 労働環境の向上への取組みが考えられているか。 ③ ＳＤＧｓの達成や環境への配慮に関する取組みが考えられているか。 ④ 地域活動や地域交流などの取組みが考えられているか。 ⑤ 地域団体や市内事業者などと連携した取組みが考えられているか。 ⑥ 市民の雇用拡大に資する配慮が考えられているか。

【評価レベル】

評価 レベル	乗 率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6 審査結果

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	配点	評価レベル							平均	審査 結果	得点
			構成員									
			A	B	C	D	E					
社会福祉法人 暁会	1 指定管理者としての適性											
	(1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針	5	4	4	3	3	3	3.4	3	3		
	(2) 安定的な人的基盤や財政 基盤	5	4	4	4	3	4	3.8	4	4		
	(3) 実績や経験など	5	3	4	3	4	4	3.6	4	4		
	2 管理運営計画の適確性											
	【有効性】											
	(1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み	25	4	4	4	4	3	3.8	4	20		
	(2) 利用者の満足向上	20	3	4	3	4	4	3.6	4	16		
	【効率性】											
	(3) 指定管理業務に係る経 費	20	4	3	3	3	4	3.4	3	12		
	【適正性】											
	(4) 管理運営体制など	10	3	3	4	3	4	3.4	3	6		
	(5) 平等利用、安全対策、危 機管理体制など	10	3	3	3	4	3	3.2	3	6		
	(6) 社会貢献・地域貢献	10	3	3	3	4	3	3.2	3	6		
	合 計	110	77	78	74	80	78	—		77		
社会福祉法人 北九州市 福祉事業団	1 指定管理者としての適性											
	(1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針	5	4	4	4	3	4	3.8	4	4		
	(2) 安定的な人的基盤や財政 基盤	5	4	3	3	4	4	3.6	4	4		
	(3) 実績や経験など	5	3	4	4	4	3	3.6	4	4		
	2 管理運営計画の適確性											
	【有効性】											
	(1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み	25	4	3	4	4	4	3.8	4	20		
	(2) 利用者の満足向上	20	4	4	4	4	4	4.0	4	16		
	【効率性】											
	(3) 指定管理業務に係る経 費	20	4	3	3	4	4	3.6	4	16		
	【適正性】											
	(4) 管理運営体制など	10	4	3	3	3	4	3.4	3	6		
	(5) 平等利用、安全対策、危 機管理体制など	10	3	4	4	3	3	3.4	3	6		
	(6) 社会貢献・地域貢献	10	4	4	4	4	4	4.0	4	8		
	合 計	110	85	76	81	83	85	—		84		
地元団体に対する優遇措置（5点）										89		

※「平均」欄は小数点第1位まで記入。小数点第2位以下は切捨て

(2) 検討会における主な意見

① 社会福祉法人晩会について

- ・ 介護テクノロジーを積極的に導入し、経験の浅い職員でも介護しやすい環境を整備するとともに、人材確保にも効果的な手段となっている点は評価できる。
- ・ これまでの努力に加え、新たな課題にも前向きに挑戦しようとする姿勢がうかがえる。
- ・ 今後ますます重要となる分野への対応にも意欲的であり、さらなる成長が期待される。
- ・ 認知症ケアにおいて、利用者に寄り添う姿勢を大切にしており、細やかな人員配置や工夫がなされている。
- ・ 備品購入などの初期費用が増加するため、今後の経営への影響が懸念される。
- ・ 北九州市での介護施設運営が初となることから、地域の特性、利用者の特徴、現場環境等の把握に関して懸念がある。

② 社会福祉法人北九州市福祉事業団について

- ・ 長年にわたる管理運営の実績と培われた経験は、利用者やその家族に高い安心感を与えている。
- ・ 日々の業務に根差した信頼性が感じられ、プレゼンテーションからは地域の実情や利用者のニーズを的確に把握しようとする姿勢が強く伝わる。
- ・ 工夫を凝らした食事の提供や、利用者の希望や自己決定を尊重したサービスにより、生活の質の向上が図られている。
- ・ 利用者・家族アンケートの結果でも非常に高い満足度を獲得している。人材確保が困難な現状において、現在の高い満足度を維持し続けることを期待する。
- ・ 介護は人と人との関わりであり、人材育成が重要であるとの認識に基づき、実践を通じた経験を重視している。
- ・ 事務の ICT 化にも意欲的に取り組んでおり、今後さらなる推進が期待される。

(3) 検討会における検討結果

社会福祉法人晩会については、隣接する市立門司病院の指定管理者であるグループ法人との医療連携に期待が持てる点、介護テクノロジーの積極的な導入による職員の負担軽減が見込まれる点などが評価されたものの、今後の経営状況の不透明さや、地域の特性・利用者の特徴・現場環境等の把握には懸念が残った。

一方、社会福祉法人北九州市福祉事業団は、長年にわたり特別養護老人ホームかざし園の管理運営を担っており、その豊富な実績に基づく提案は具体的で説得力がある。また、提供する食事の質の高さは利用者の満足度に大きく貢献している。さらに、利用者の希望や自己決定を尊重する姿勢は生活の質の向上につながっており、42 年間にわたり地域に根差して築いてきた関係性や、現場の実情を把

握してきた経験は、利用者に安心感や信頼感を与え、高く評価できる。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人北九州市福祉事業団を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・ 長年にわたり、特別養護老人ホームかざし園の指定管理者として十分な運営実績を有しており、提案内容全般においても、その実績に基づいた具体的な記述がなされている。
- ・ 外部専門家の知見を活用し、業務フローの見直しや職員配置の最適化を通じて、経費削減に取り組んでいる。
- ・ 法人全体で、経験豊富なスタッフ、福祉専門職を数多く有している。
- ・ 「こころのリハビリテーション」をはじめとした、利用者一人ひとりの心身の状況に応じた個別ケアを実施している。
- ・ 利用者一人ひとりに合わせたきめ細やかな食事の提供や、担当制の導入などを通じて、利用者とその家族の満足度や安心感の向上に努めている。
- ・ 「かざし健康づくり事業」をはじめとする地域貢献活動を積極的に実施することで、地域住民が抱える課題やニーズを把握し、心身の活性化や介護予防等を図っている。

8 提案額

0円

北九州市立特別養護老人ホームかざし園指定管理者選定に関する提案概要

審査項目	社会福祉法人 暁会	社会福祉法人 北九州市福祉事業団
1 指定管理者としての適性について	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針 弊会は、「高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉に取り組み、地域の医療・福祉に貢献する」との基本理念のもと、『北九州市しあわせ長寿プラン』のビジョンが示す【健康長寿】【地域共生社会】【安全・安心・自己決定】の3つの目標を念頭に、○安全・安心な暮らしの創造と提供 ○地域とともに歩む施設運営を基本方針とし、人権擁護、医療・介護の連携の深化、介護テクノロジーの活用によって利用者の望む暮らしを実現するとともに、「地域包括ケアシステム」の一端を担う施設として地域住民と共に支え合い歩んでまいります。 (2) 安定的な人的基盤や財政基盤 山口県、東京都において高齢者施設、障害者児施設、健康増進施設、地域包括支援センターなど運営。468名の介護・福祉・医療の専門職を有し、予算規模40.4億円の法人です。 令和7年4月には、介護付きケアハウス、診療所など譲受するなど、地域の福祉ニーズを取り入れた事業運営により財政基盤を強化しております。 (3) 実績や経験など 特別養護老人ホーム、短期入所生活介護事業所、養護老人ホームや軽費老人ホームなど老人福祉施設や認知症対応型共同生活介護事業所、地域包括支援センターや在宅サービスなどの運営実績があります。また、社会福祉士、介護福祉士、認知症介護実践者（実践リーダー）研修修了者など多く在籍しており、豊富な知識と経験を活か	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針 【理念・基本方針】 当法人は昭和40年の設立以来、北九州市内最大規模の社会福祉法人として、北九州市と一体となり、長年にわたり高齢者・障害者・児童など幅広い分野で市民福祉の向上に寄与してきた。今後も、かざし園に期待される責務を自覚し、北九州市の施策に沿って、高齢者が自分らしく、いきいきと活動できる「幸福な長寿社会」の実現に向けて取り組みます。 【施設運営の基本方針】 1 利用者本位のサービス提供 2 地域連携 3 生活環境の整備 4 公平・公正な施設運営 5 職員の資質と専門性の向上 (2) 安定的な人的基盤や財政基盤 【人的基盤】幅広く市民福祉の向上に寄与しており、多様かつ経験豊富な人材を有しています。感染症防止対策では総合療育センターの看護師による支援を受けています。 ◆法人 常勤職員1,087人、9種66施設の運営による多種多様な福祉・医療専門職が在籍し、施設間連携によりかざし園を支える仕組みを構築しています。 ◆かざし園 経験豊富な専門職を配置し、知識・技術を活かしたサービスを提供します。 【財政基盤】令和6年度決算において、流動比率は271%、純資産比率は83%、純資産額は82.8億円と財政基盤の安定性は確保されています。 (3) 実績や経験など 【かざし園の運営】昭和58年の園開設当初から、利用者・家族との信頼関係を構築し、地域との交流等の実績を積み上げ、当法人が継続して受託運営を行ってきました。また、法人としては介護保険訪問調査業務、統括・包括支援センターへの職員出向等、高齢者福祉に対して多面的かつ継続的に取り組んでおり、豊富な実績を有しています。

審査項目	社会福祉法人 暁会	社会福祉法人 北九州市福祉事業団
	し、地域の健康教室や看護学校などに講師として派遣するなど、地域の医療・福祉の向上に寄与しております。	
2 管理運営計画の適格性	【有効性】に関する取組み (1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み 現法人が取り組まれた様々な事業を踏襲しつつ、弊会の経験を運営に活かします。北九州市立門司病院との会議体の設置により職員間の良好な関係を築き、質の高い医療・介護の提供に取り組むことで、入所者の重度化防止、健康維持増進に努めます。入所者の心理的ニーズも重視し、心理的な安心感や自尊心を満たしその人らしさを大切にするケア姿勢を実践します。 また、介護テクノロジーの導入活用によって入所者の生活の質の向上、職員の身体的・精神的負担の軽減による人材の定着促進につなげていきます。なお、ホームページや広報誌にて情報発信するとともに、地域包括支援センターや入院施設へ出向くなどして施設を紹介していきます。 (2) 利用者の満足度 入所者や家族を対象とした満足度アンケート	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み 【事業計画概要】 ご利用者一人ひとりの意思を尊重した家庭的で温かみのあるサービスを提供し、その人の有する能力に応じた、その人らしい生活を営むことができるよう支援します。また、ご利用者のみならず、地域住民にとっても重要な「社会資源」であることを自覚し、施設の持つ専門性を地域福祉に活かすことで、地域住民と支え合う関係づくりを推進します。 ◆私たちが目指す4つの取り組み ◎良質な食の提供 最後まで「口から食べる幸せ」を叶える豊かな食事支援 ◎個別ケア ご利用者一人ひとりの充実した毎日を支える職員による利用者担当制 ◎認知症ケア 認知症の方が、その人らしさを表出できるきめ細やかな支援 ◎社会貢献・地域貢献 地域の実情を把握し法人の専門性を最大限に発揮した地域高齢者支援 【利用者増加、営業・広報活動の取り組み】 居宅介護支援事業所や病院等との連携をさらに強め、併せて立地や交通の利便性等を積極的に伝えることで、在宅や入院中の高齢者の入所希望者増につなげます。 ◎広報活動強化 ホームページによる情報発信に加え、地域住民向けの広報紙「かざしかわら版」の配布、「地域支援班」による地域高齢者への支援活動等、広報活動を強化します。 ◎空きベッド短縮 退園後7日以内の受け入れを行う他、入院等による空きベッドを利用し、ショートステイの利用者増を図ります。 【認知症高齢者ケアの具体的な取り組み】 ◎認知症ケアの専門性向上 ◎8種類のメニューによる心身の活性化を図る計画的かつ細やかな個別ケア (2) 利用者の満足度 【利用者の満足が得られるための取り組み】

審査項目		社会福祉法人 暁会	社会福祉法人 北九州市福祉事業団
2 管理運営計画の適格性	【有効性】に関する取組み	や嗜好調査、苦情やご意見箱の投書のほか、介護サービス相談員派遣事業の活用により得たご意見をもとに改善と検証をすることで、質の高いサービス提供を実現します。情報の公表制度や第三者評価の受審にて得た評価を運営に活かすとともに、運営状況を広く周知します。入所者の支援においては意向や希望を目標に取り入れ、入所者とともに目標達成に向け取り組む姿勢を大切にしていきます。	ご利用者に対し、アンケートや面談の他、第三者である介護サービス相談員との面談により意見を聴取、サービスに反映することで、一人ひとりの意志を尊重したサービスを提供します。 ◎介護 「利用者担当制」により個々の意見や希望を把握し、可能な限りご利用者が自己選択・自己決定できるようなサービスを提供します。 ◎看護 胃瘻や留置カテーテル、インシュリン注射及び人工肛門造設者や在宅酸素使用者の入所を受け入れる他、身体的・精神的苦痛、苦悩をできるだけ緩和し、ご利用者の尊厳に十分配慮した看取り介護を実施します。 ◎給食 ご利用者の意向と咀嚼・嚥下機能面から考慮した7種類の食事形態や個人の嗜好によって選択できる「選択食」、五感で楽しみ季節を感じる行事食提供により生活の質を高めます。 【利用者の意見を把握し、それらを反映するための仕組み】 ご利用者・ご家族の意見や思いは、アンケートや懇談会、苦情解決制度、介護サービス相談員派遣事業等を通して行い、改善を要する意見があった場合は、速やかに対応することで、満足度の向上を図ります。※R6年度家族アンケート結果：満足度 88.2%
2 管理運営計画の適格性	【効率性】に関する取組み	(1) 指定管理業務に係る費用 弊会のスケールメリットや価格交渉のノウハウを活用し、運営にかかる費用の抑制に努めます。介護テクノロジーの導入や介護助手の活用による生産性の向上により、職員採用の経費の抑制、ペーパーレス化とおむつなどの適正使用による処分費用を低減する工夫を行います。 提案額(千円) 令和8年 0千円 令和9年 0千円 令和10年 0千円 令和11年 0千円 令和12年 0千円	(1) 指定管理業務に係る費用 収入と支出のバランスを考え効率的に運用する他、外部識者の知見も取り入れ、サービスの質を維持しつつ、収支構造の抜本的な見直しにより中長期的な経営安定化を図っています。 【収入確保】安定した入所率の維持やLIFE拡充を前提とした体制強化、ICTを活用した業務効率化による職員の定着率向上により、収入の安定化を実現します。 【経費低減】法人本部による事務集約化や業務フローの見直し、職員配置最適化による経費削減の他、RPA(定型業務自動化ソフト)や議事録作成ソフト導入等のDX化推進によって作業効率の向上を図り、業務時間を削減します。これらにより、ご利用者と向き合う時間や業務本来の楽しさを感じられるゆとりを創出することで、利用者満足度の向上に繋がります。

審査項目		社会福祉法人 暁会	社会福祉法人 北九州市福祉事業団
	【効率性】 に関する取組み		提案額(千円) 令和8年 0千円 令和9年 0千円 令和10年 0千円 令和11年 0千円 令和12年 0千円
2 管理運営計画の 適格性	【適正性】 に関する取組み	(1) 管理運営体制など 施設長を管理監督者とし、入所者処遇や職員指導の中心を担う介護責任者を配置。各専門職には有資格者を充て、適切な処遇を行います。3交代勤務の導入、介護テクノロジーの活用、ノーリフティングケアの実践により、職員の身体的・精神的負担の軽減に取り組むことで離職や虐待防止のほか、子育てや家族介護と仕事が両立しやすい職場とします。感染症対策や虐待防止など法令に基づく事業所内委員会の設置のほか、その上部組織にあたる弊会各委員会により、入所者処遇の適正化と法令順守の徹底に努めます。 (2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など 北九州市特別養護老人ホーム入所の指針に基づき、入所決定過程の透明性及び公平性を図り、施設の入所希望者が円滑に入所できるよう努めます。 安全対策として、事故事例の検討や危険予知トレーニング、安全運転講習などの研修を行うことで事故発生予防や現場対応力を向上させます。また、定期的な虐待防止や不適切ケアのチェックを実施し、虐待の兆候や不適切な対応を早期に察知し虐待の芽を摘んでいきます。 B C P業務継続計画のもと、平時からの備えとして大規模災害や感染症の蔓延を想定した訓練	(1) 管理運営体制など 【施設の管理運営体制】 ◎管理体制 法人本部での人事・財務面の集中管理体制を取る他、管理・助言も行います。 ◎施設運営 専門性があり経験豊かな人員を適切に配置し、安心・安全な体制で運営します。 【職員の資質・能力向上を図る取り組み】 ◎人材マネジメント 新たに策定した「人材マネジメント方針」に基づき、ご利用者への直接処遇能力向上のために、キャリアパスを反映した研修やO J Tの他、専門知識・能力・技術向上研修・訓練を施設内で年間 36 回行います。特に、認知症の方のその人らしい生活の営みを守るために、職員の認知症ケアについての知識、能力向上に取り組めます。 【やる気や満足度を高めるための取り組み】 ◎職員資格取得奨励制度 就業免除や奨励金により資格取得を全面的に支援し、意欲ややりがいにつながります。※ R 5 ～ R 6 資格取得実績:介護福祉士 4 名合格、社会福祉士 1 名合格 (2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など 【尊厳の保持】あらゆる場面でご利用者の意向を尊重し「自分らしく生きる」という視点を大切に、主体性が発揮できるよう、利用者本位のサービスを提供します。 【日常の事故防止】転落・転倒防止や表皮剥離防止の方策を講じる他、ご利用者一人ひとりの咀嚼・嚥下状態に合った 7 種類の食事形態(ソフト食やミキサー食等)を提供し、誤嚥防止に努めます。 【事故発生防止対策】「ヒヤリハット」の内容、要介護度などをデータベース化し、事例の原因分析や結果の周知により事故の発生防止を徹底し

審査項目	社会福祉法人 暁会	社会福祉法人 北九州市福祉事業団
【適正性】 に関する取組み	や備品の調達保管を行い、入所者の生命や健康を守ります。 また、個人情報管理規程により、取扱いに関する体制・基本ルールを職員に順守させます。 (3) 社会貢献・地域貢献 現法人が長年わたり取り組まれている「地域サポート事業」や「かざし健康づくり事業」などの地域貢献事業は踏襲し、弊会のノウハウを活かした地域のニーズに応じた活動を提案。地域住民とともに運営していくことで、地域に貢献してまいります。また、「まちかど介護相談室」の運営は介護相談のみならず弊会の経験ある専門職や北九州市立門司病院の協力のもと、医療や福祉、権利擁護、健康や栄養の相談など更に機能を強化し、地域包括ケアシステムの一端を担ってまいります。 働きがいのある職場づくりを通して人材が活躍できる環境を整備することで、持続可能な福祉環境を築いてまいります。職員採用にあたっては北九州市在住者を優先し、意欲のある高齢者の採用など雇用創出による社会貢献を果たしてまいります。	ます。 (3) 社会貢献・地域貢献 【社会貢献】近隣の高齢者雇用による社会参加の促進や、当法人が運営する「子ども・若者応援センター」との連携により困難を抱える若者の社会復帰の場を提供します。 【地域貢献】近隣の高齢者などを対象とした随時相談や、現在介護を必要としていない高齢者を対象とした、心身の活性化・介護予防(体力の維持・向上)に取り組んでいます。その他、やむを得ない理由により自宅介護が困難になったケースや虐待等緊急支援が必要な困難事例について、緊急ショートステイを積極的に受け入れます。

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和7年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名 称：北九州市立本城リサイクル工房

所在地：北九州市八幡西区洞北町7番10号

施設内容：

①施設概要

敷地面積：約417㎡

構 造：鉄筋コンクリート造2階建

規 模：延床面積約568㎡

②事業内容

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労継続支援A型事業

(2) 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名 称：社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会

所在地：北九州市戸畑区沖台二丁目4番8号

主な業務内容：第一種社会福祉事業（障害者支援施設の運営）

第二種社会福祉事業（障害福祉サービス事業の実施）

北九州市からの委託事業（日中一時支援事業ほか）

2 指定の経緯

令和7年 7月 1日 募集要項配布

令和7年 7月15日 募集説明会の開催

令和7年 9月 1日 募集締め切り

令和7年10月28日 指定管理者検討会の開催

令和7年10月 指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

- ① 法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)
- ② 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ③ 申請意向届出書を提出していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が申請意向届出書を提出していること。)
 - ※複数の団体により構成するグループによる応募について
 - グループでの応募も可能です。その場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表団体を定めていただき、上記の要件を、その代表団体に求めます。
 - なお、共同事業体の代表団体は、構成員中最も業務履行能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大でなければならないこととします。
- ④ 共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること。

(2) 応募状況

説明会参加：1 団体

応募件数：1 団体（社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・[業務に精通する者] 伊野 和子（北九州市自閉症協会事務局長）
- ・[学識経験者] 門田 光司（久留米大学大学院客員教授）
- ・[学識経験者] 高橋 秀直（北九州市立大学大学院マネジメント研究科准教授）
- ・[財務・経営に知見を有する者] 田村 奈々子（田村奈々子税理士事務所所長）
- ・[業務に精通する者] 森 聖子（北九州市身体障害者福祉協会常務理事）

※ 五十音順 敬称略

5 選定基準（例）等

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1 指定管理者としての適性	
(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	
① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。	

	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤 ① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていきだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
	(3) 実績や経験など ① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 ② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 ③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2	管理運営計画の適確性
	【有効性】 (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み ① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 ③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。 ④ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成等についての提案があるか。 ・発達向上 ・社会性の向上 ・身体機能の維持、向上 ・自立支援 など ⑤ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取り組み等の提案があるか。 (2) 利用者の満足度 ① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 ⑤ 利用者のニーズ等に沿った取り組み（社会参加や生きがいづくりなど）が考えられているか。 ⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。 ※ 就労移行支援・就労継続支援のサービスを提供する施設は、利用者の一般就労、工賃（賃金）の向上のための具体的な取り組みが考えられているか。
	【効率性】 (3) 指定管理料及び収入 ① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。 ② 収入が最大限確保される提案であるか。 ③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。 (4) 収支計画の妥当性及び実現可能性 ① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。 ② 経費の配分は適切であるか。 ③ 積算根拠は明確であるか。 ④ 再委託が適切な水準で行われているか。
	【適正性】

(5) 管理運営体制など	
①	施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
②	施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
③	施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④	職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤	地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	
①	施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。
②	施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策が十分に考えられているか。
③	利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。
④	日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
⑤	衛生管理及び感染症防止への対応策が十分に考えられているか。
⑥	防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。
(7) 社会貢献・地域貢献	
①	高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。
②	労働環境の向上への取り組みが考えられているか。
③	SDGsの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。
④	地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。
⑤	地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。
⑥	市民の雇用拡大に資する配慮が考えられているか。

【評価レベル】

評価 レベル	乗 率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	配点	評価レベル					検討会 審査結果	得点
			構成員						
			A	B	C	D	E		
社会福祉法人 北九州市手をつなぐ 育成会	1 指定管理者としての適性								
	(1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針	5	4	4	3	5	4	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政 基盤	5	4	4	3	4	4	4	4
	(3) 実績や経験など	5	4	4	4	4	4	4	4
	2 管理運営計画の適確性								
	【有効性】								
	(1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み	25	4	4	4	4	4	4	20
	(2) 利用者の満足度	20	4	3	3	4	3	3	12
	【効率性】								
	(3) 指定管理料及び収入	10	4	3	3	4	3	3	6
	(4) 収支計画の妥当性及び 実現可能性	10	4	3	3	4	3	3	6
	【適正性】								
	(5) 管理運営体制など	10	4	4	4	4	4	4	8
	(6) 平等利用、安全対策、危 機管理体制など	10	4	3	3	4	3	3	6
	(7) 社会貢献・地域貢献	10	4	3	3	5	4	4	8
合 計	110	88	76	74	91	78	—	78	
地元団体に対する優遇措置（5点）									83

(2) 検討会における主な意見

【指定管理者としての適性】

- ・理念や基本方針を有していると認める。
- ・人的基盤や財政基盤を有していると評価できる。
- ・長年の経験・運営実績を有している。

【管理運営計画の適確性】

- ・事業所として、作業研修やスキル向上に取り組み、健康を維持しながら安全働くことを目標にしながら支援活動を行っている。
- ・労働法の適用の中で、最低賃金の上昇を想定した事業計画や目標が設計されている。
- ・利用者の自主的・主体的な選択のために個別相談などの支援を実施している。

(3) 検討会における検討結果

応募団体について検討会で審査した結果、指定管理者の適性については3つの審査項目について評価レベル4、有効性については2つの審査項目のうち、1つの項目で評価レベル4、1つの項目で評価レベル3、効率性については2つの審査項目について評価レベル3、適正性については3つの審査項目のうち、2つの

項目で評価レベル4、1つの項目で評価レベル3となり、全体的に市の要求水準を上回っており、十分な能力を有していることが認められた。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・長年にわたり、法人立の障害者・障害児施設の運営を行っており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。本城リサイクル工房についても、平成9年度の開設当初から円滑に管理運営を行ってきた実績がある。
- ・平成18年度からは、指定管理者として施設の管理運営を行っている。施設の設置目的等についてよく理解しており、施設の管理運営に関して強い意欲が感じられる。
- ・法人全体で、社会福祉士等の資格取得者を数多く有しており、さらに将来の人材育成についても積極的に取組む姿勢がある。また、各種の研修制度等により職員の資質向上等に努めている。
- ・十分な基本財産を有しており、財政基盤は安定している。また、経費削減についても一定の取組みがなされている。
- ・本城かん・びん資源化センターでの選別作業にあたり、利用者の特性に応じた作業配置に配慮するとともに、ヒヤリハット分析を行い、能力発揮と安全確保に努めている。
- ・環境検定受験の継続や地域の企業と協力した洞海湾干潟の「シバナ」保護活動を行い、「エコアクション21」認証を更新するなど、環境活動に取り組んでいる。
- ・利用者ニーズに基づく個別支援計画の策定、社会参加の推進、苦情対応、情報提供など、現状と課題を踏まえた提案がなされている。

8 提案額

0千円（令和8年度～12年度の各年度）

提 案 概 要

(北九州市立本城リサイクル工房 指定管理者)

団体名：社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会

1 指定管理者としての適性について

(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
利用者の意向を尊重した多様な福祉サービスが総合的に提供されるよう創意工夫して、利用者が個人の尊厳を保持し、自立した生活を地域社会において営むことができるように支援し、障害のある人もない人も互いに尊重し合う共生社会の実現を目指すという経営理念の下、第 5 次中期経営計画（令和 4 年度～令和 9 年度）を策定し、「Ⅰ．障害種別や年齢等に応じたサービス提供体制の構築 Ⅱ．地域における公益的活動の推進 Ⅲ．専門性の高い支援を実現できるキャリア形成と人材確保 Ⅳ．経営組織のガバナンスの強化と事業運営の透明性の向上」という 4 つの基本戦略を掲げています。指定管理者として施設運営を安定的に推進するために、PDCA サイクルを管理しながら、第 5 次中期経営計画の目標達成を目指します。
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
人的基盤について、専門性の高い支援を実現できるキャリア形成と人材を確保するため、入職後 3 年間のジョブローテーションを継続。経験年数や役職に応じた階層別研修、国家資格取得のための対策講座を開催しています。財務基盤は、会計監査人から適正な法人経営に努めるため指導を継続的に受けています。その結果、「流動比率」「純資産比率」「固定長期適合比率」など健全な指標となっています。今後も事業運営の透明性の向上、事務規律の強化、対外的な信頼性の向上に努めるとともに、安定した経営、事業運営を継続していきます。
(3) 実績や経験など
当法人は昭和 53 年に設立し、47 年の歴史と実績を有しています。現在、3 ヶ所の指定管理施設の指定を含め、市内に 22 施設・事業所を運営しています。障害のある子どもから高齢者まで幅広い年代や障害特性に対して個別支援を実践しています。法人独自の取り組みは、就労継続支援 B 型のデジタル化事業、ひまわりアート展、職員による実践研究など様々な取り組みを実施しています。

2 管理運営計画の適確性

(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み
第 5 次中期経営計画（令和 5 年度～令和 9 年度）に基づき、事業所では目標に対する実施事項と数値目標を決め、四半期ごとに進捗管理を行っています。地域共生社会の実現に向けて事業所の活動状況や障害当事者の活躍を法人ホームページやインスタグラムを活用し情報発信しています。個別支援計画はサービス担当者会議に利用者本人が参加し、意思決定支援を行います。また、利用者の家族支援は、家族の思いや意見を面談や家族懇談会等を行っています。

(2) 利用者の満足度
利用者の意思決定を尊重し、個人の尊厳に配慮して、利用者ニーズに寄り添ったサービスを提供します。利用者や家族の声は、北九州市の利用者アンケート結果を基に事業へ反映させたり、苦情解決委員会に寄せられた意見や苦情を真摯に受け止めサービス向上を図ったりしています。また、「地域連携推進会議」推進員が共同生活援助における意思決定支援の状況についても聞き取っています。

(1) 指定管理料及び収入
事業活動収入の9割近くを障害福祉サービス等事業収入が占めています。障害のある利用者のニーズに沿ったサービス提供を基本に、利用者増加及び利用率向上による収入増加に取り組んでいきます。また、収益の一部については、利用者負担の軽減や建物修繕費等に有効に活用し今後も可能な限り還元していきます。
(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性
収支計画は、利用者ニーズを反映させた事業計画に基づいた予算を作成しています。予算執行管理は、月次、四半期毎の分析を実施し、予算達成に向けて取り組んでいます。 建物維持管理について、本部が中心となり適正な業者を選定し、定期点検、経費削減に努め、安心・快適な環境でのサービス提供を目指します。

(1) 管理運営体制など
障害者総合支援法及び関係法令等に則り、事業管理者、サービス管理責任者など、人員基準に基づいた職員を配置しています。事業推進は法人統一の職務分掌で業務分担し、事業を推進します。また、事業管理推進委員会が年2回全事業所を巡回し、法令・基準が遵守されているか確認します。地域との関係性づくりでは、清掃活動・祭り・安全パトロール等の地域行事へ積極的に参加し、利用者が地域の一員として地域づくりに参画しています。
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
個人情報適切保護のため「情報活動の推進に関する規程」「ソーシャルメディア（SNS）利用管理規程」を策定しています。利用者の人権尊重、身体拘束及び虐待防止では、「法人倫理綱領」「職員行動規範」「利用者の権利擁護規程」「虐待防止規程」「虐待防止マニュアル」を定め読み研修を開催します。事故防止には、ヒヤリハットの要因や改善策を共有し、事故発生時はマニュアルに基づき対応します。その他、感染症予防対策の職員研修、BCPに沿った訓練を行います。法人は、危機管理委員会を設置し、リスクマネジメントを徹底し迅速に対処します。
(3) 地域貢献・社会貢献
SDGsでは共生社会の実現・利用者の就労支援の推進・人権尊重・利用者、職員の健康管理の推進・エコアクション21の取り組み・働きやすい職場環境の推進の項目で16の目標に取り組んでいます。また、地域貢献では、事業所ごとに地域清掃、伝統行事などに継続的に参画し、地域住民と交流を図っています。

提案額（千円）

令和8年度	0 円
令和9年度	0 円
令和10年度	0 円
令和11年度	0 円
令和12年度	0 円

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和7年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名 称：北九州市立浅野社会復帰センター

所在地：北九州市小倉北区浅野二丁目16番38号

施設内容：

①施設概要

敷地面積：約1,317㎡

構 造：鉄筋コンクリート造3階建

規 模：延床面積約1,032㎡

②事業内容

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）に基づく就労移行支援事業
- ・ 障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業 等

(2) 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名 称：社会福祉法人北九州精神保健福祉事業協会

所在地：北九州市小倉北区浅野二丁目16番38号

主な業務内容：第二種社会福祉事業（障害福祉サービス事業ほか）

社会福祉事業従事者等の研修事業（公益事業）

北九州市からの委託事業（精神障害者小規模共同作業所巡回指導事業ほか）

2 指定の経緯

令和7年 7月 1日 募集要項配布

令和7年 7月15日 募集説明会の開催

令和7年 9月 1日 募集締め切り

令和7年10月28日 指定管理者検討会の開催

令和7年10月 指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

- ① 法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)
- ② 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対応を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ③ 申請意向届出書を提出していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が申請意向届出書を提出していること。)
※複数の団体により構成するグループによる応募について
グループでの応募も可能です。その場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表団体を定めていただき、上記の要件を、その代表団体に求めます。
なお、共同事業体の代表団体は、構成員中最も業務履行能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大でなければならないこととします。
- ④ 共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること。

(2) 応募状況

説明会参加：1 団体

応募件数：1 団体（社会福祉法人北九州精神保健福祉事業協会）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・[業務に精通する者] 伊野 和子（北九州市自閉症協会事務局長）
 - ・[学識経験者] 門田 光司（久留米大学大学院客員教授）
 - ・[学識経験者] 高橋 秀直（北九州市立大学大学院マネジメント研究科准教授）
 - ・[財務・経営に知見を有する者] 田村 奈々子（田村奈々子税理士事務所所長）
 - ・[業務に精通する者] 森 聖子（北九州市身体障害者福祉協会常務理事）
- ※ 五十音順 敬称略

5 選定基準

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1 指定管理者としての適性	
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていきだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
	(3) 実績や経験など
	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
	② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
	③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2	管理運営計画の適確性
	【有効性】
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み
	① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
	② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
	③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
	④ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成等についての提案があるか。 ・発達向上 ・社会性の向上 ・身体機能の維持、向上 ・自立支援 など
	⑤ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取り組み等の提案があるか。
	(2) 利用者の満足度
	① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
	② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
	③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
	④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
	⑤ 利用者のニーズ等に沿った取り組み（社会参加や生きがいづくりなど）が考えられているか。
	⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
	※ 就労移行支援・就労継続支援のサービスを提供する施設は、利用者の一般就労、工賃（賃金）の向上のための具体的な取り組みが考えられているか。
	【効率性】
	(3) 指定管理料及び収入
	① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
	② 収入が最大限確保される提案であるか。
	③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性
	① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
	② 経費の配分は適切であるか。
	③ 積算根拠は明確であるか。

④ 再委託が適切な水準で行われているか。
【適正性】
(5) 管理運営体制など
① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
① 施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。
② 施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策が十分に考えられているか。
③ 利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。
④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
⑤ 衛生管理及び感染症防止への対応策が十分に考えられているか。
⑥ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。
(7) 社会貢献・地域貢献
① 高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。
② 労働環境の向上への取り組みが考えられているか。
③ SDGsの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。
④ 地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。
⑤ 地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。
⑥ 市民の雇用拡大に資する配慮が考えられているか。

【評価レベル】

評価 レベル	乗 率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	配点	評価レベル					検討会 審査結果	得点
			構成員						
			A	B	C	D	E		
社会福祉法人 北九州精神保健福祉事業協会	1 指定管理者としての適性								
	(1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針	5	4	4	4	4	4	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政 基盤	5	4	4	3	3	3	3	3
	(3) 実績や経験など	5	4	4	4	4	4	4	4
	2 管理運営計画の適確性								
	【有効性】								
	(1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み	25	4	4	3	4	4	4	20
	(2) 利用者の満足度	20	4	4	3	4	4	4	16
	【効率性】								
	(3) 指定管理料及び収入	10	4	3	3	4	3	3	6
	(4) 収支計画の妥当性及び 実現可能性	10	3	3	3	4	3	3	6
	【適正性】								
	(5) 管理運営体制など	10	4	4	4	4	4	4	8
	(6) 平等利用、安全対策、危 機管理体制など	10	3	3	3	4	4	3	6
	(7) 社会貢献・地域貢献	10	4	3	3	4	3	3	6
	合 計	110	84	80	70	87	81	—	79
	地元団体に対する優遇措置（5点）								

(2) 検討会における主な意見

【指定管理者としての適性】

- ・精神保健の分野で長年の経験や専門性を有している。
- ・就労移行支援や就労定着支援に取り組んでいる。
- ・有資格者が多く、能力や資質の向上への研修が積極的に行われている。

【管理運営計画の適確性】

- ・OB・OG会や家族会の開催など、家族支援にも取り組んでいる。
- ・親の会や自助グループ主催の懇話会に積極的に参加したり、職員を外部研修のファシリテーターとして派遣するなど、地域の社会資源としての役割も果たしている。
- ・外出に困難を抱える利用者への送迎サービスやオンラインによる作業訓練に加え、スポーツを通じた交流を行うなど、利用者の社会参加や社会復帰に向けた様々な取り組みを行っている。

(3) 検討会における検討結果

応募団体について検討会で審査した結果、指定管理者の適性については3つの審査項目のうち、2つの項目で評価レベル4、1つの項目で評価レベル3、有効

性については2つの審査項目について評価レベル4、効率性については2つの審査項目について評価レベル3、適正性については3つの審査項目のうち、1つの項目で評価レベル4、2つの項目で評価レベル3となり、全体的に市の要求水準を満たしており、一応の能力を有していることが認められた。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人北九州精神保健福祉事業協会を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・平成12年度の設立当初から20年以上の管理運営実績があり、精神障害者への支援等における知識や経験を積み重ねている。
- ・平成18年度からは、指定管理者として施設の管理運営を行っている。施設の設置目的等についてよく理解しており、施設の管理運営に関して強い意欲が感じられる。
- ・施設の職員のほとんどが、精神保健福祉士等の有資格者であり、一定の人的基盤を有している。さらに、職員の資質・能力向上を図るため、積極的に各種の研修等の実施が計画されている。
- ・財務状況も健全であり、財政基盤は安定している。また、経費削減についても、一定の取組みがなされている。
- ・一般就労した利用者に対し、OB・OG会を開催や定期的な企業訪問を行うなど、離職リスクが高い就職後6カ月間に重点を置いた細やかな支援を行うとともに、自主事業として就労定着支援事業を実施することで、就労の長期定着を実現している。
- ・地域のまち美化活動や町内会の一員として「市民一斉清掃」に参加するなど、社会参加や地域交流に積極的に取り組んでいる。
- ・利用者ニーズに基づく個別支援計画の策定、社会参加の推進、苦情対応、情報提供など、現状と課題を踏まえた提案がなされている。

8 提案額

0千円（令和8年度～12年度の各年度）

提 案 概 要

(北九州市立浅野社会復帰センター 指定管理者)

団体名：社会福祉法人北九州精神保健福祉事業協会

1 指定管理者としての適性について

(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
「障害があっても一人の人間として尊厳を持って住み慣れた地域で自立して生活ができるよう支援する」という基本理念のもと、障がい者本人とその家族や関係機関・地域住民との緊密な連携や、障がい者に対する社会の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて情報発信すると共に、専門職としての自己研鑽に努めます。
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
専門性と経験ある人材を確保・配置し、研修やキャリアパス、福利厚生で育成・定着を図ります。令和 6 年度決算で流動比率 1,489%、純資産構成比率 90.14%と安定性を確保。収益多角化や ICT 活用で財務体質と投資余力を整え、地域ネットワークと公益性を活かし、質の高い支援を継続し地域福祉に貢献します。
(3) 実績や経験など
平成 12 年の開設以来、一般就労支援を中心に精神・発達障がい者の生活向上に取り組んできました。平成 25 年に発達障がい者特化の「ジョブサポートセンター八幡」を設立し北九州市の支援体制を強化。令和 6 年度には 2 事業所で 20 名が一般就労へ、就労定着支援では企業訪問や関係機関との連携で課題解決に努め、令和 5・6 年度定着率は 94.1%、86.7%、支援終了後も 70.37%を維持。浅野社会復帰センターでは支援員 9 名中 6 名が資格保持者で専門性を活かしています

2 管理運営計画の適確性

(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み
当施設は、障害者総合支援法の柱「就労・社会参加の促進」を最重要目的とし、設置目的「その人らしい働き方と暮らし」や法人理念「障がいがあっても尊厳をもって地域で自立して生活する」の実現に取り組めます。就労系サービスでは個別計画に基づき訓練・実習で能力を養い、ハローワーク等と連携して就職から定着まで支援。共同生活援助や地域活動支援センターと連携し、生活基盤と心身の安定を支えます。
(2) 利用者の満足度
利用者の満足度をサービスの質の指標とし、個別支援計画で希望を反映した目標設定と日々のコミュニケーション・モニタリングでそのプロセスを確認します。就労系や就労移行支援では工賃・賃金の説明を徹底し、就職率・定着率の向上にも努め満足感を高めます。意見箱や定期ミーティング、年 1 回以上のアンケートで意見を収集・分析し PDCA を回すことで、働く喜びと地域で暮らしていく自信に繋がる質の高いサービスを提供します。

(1) 指定管理料及び収入
施設の安定運営と質の高いサービスのため、補助金や事業収入を効率的に運用し、透明性の確保に努めます。支出は会計区分と費用対効果を検証し、事務集約や備品一括購入、点検・計画修繕でコストとリスクを抑制。収入は通所率向上や在籍確保、工賃・報酬維持に努め、就労移行支援で就職・定着者を輩出し、財政的自立と持続可能な運営を実現します。
(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性
本収支計画は、過去実績と将来予測に基づき妥当性と実現可能性を確保しています。障害福祉サービス報酬や生産活動収入は稼働率・加算状況・市場動向を踏まえ保守的に算定し、支出は人件費や経費を適正配置・過去実績に準拠。稼働率維持、生産性向上、登録利用者増、多機能型のコスト管理、予備費計上により、安定した財政基盤と持続可能な運営を実現します。

(1) 管理運営体制など
当事業所は、利用者が安心して社会参加できるよう、安全で質の高いサービスと管理体制を整えます。障害者総合支援法を遵守し、個別支援計画や苦情解決体制を運用。研修で虐待防止と身体拘束禁止を徹底し、設備点検や BCP 訓練で安全管理を強化。職員研修や労働環境整備、会計透明化で基盤を強化し、信頼される事業所を目指します。
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
平等利用のため、障害特性や性別による差別なく公平なサービスを徹底します。虐待防止・身体拘束適正化委員会を定期開催し、研修にて人権意識を高め、透明性ある苦情解決体制で権利擁護に取り組みます。安全面では、作業環境を確認し事故防止に努め、感染症指針に基づく衛生管理と備蓄を徹底します。危機管理では、災害や感染症に備え BCP を策定し共有。避難・安否確認訓練を行い、非常時も生命を守り支援を継続します。
(3) 地域貢献・社会貢献
私たちは地域に開かれた福祉拠点として、利用者支援に留まらず地域の活性化と福祉向上に努めています。社会参加の一環として地域清掃活動に参加し、美しい街づくりに貢献。また、専門性を地域へ還元するため、精神・発達障がいのある方やご家族を対象に無料相談会を行い、就労や生活の不安解消を支援しています。さらに、地域行事の際には駐車場を開放し、住民との信頼関係構築にも取り組んでいます。これらを通じ、誰もが支え合い自分らしく暮らせる「地域共生社会」の実現を目指します。

提案額（千円）

令和 8 年度	0 円
令和 9 年度	0 円
令和 10 年度	0 円
令和 11 年度	0 円
令和 12 年度	0 円

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和7年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名 称：北九州市立洞海工芸舎

所在地：北九州市若松区浜町一丁目10番25号

施設内容：

①施設概要

敷地面積：約502㎡

構 造：鉄筋コンクリート造3階建

規 模：延床面積約898㎡

②事業内容

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）に基づく生活介護事業
- ・ 障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業 等

(2) 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名 称：社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会

所在地：北九州市戸畑区沖台二丁目4番8号

主な業務内容：第一種社会福祉事業（障害者支援施設の運営）
第二種社会福祉事業（障害福祉サービス事業の実施）
北九州市からの委託事業（日中一時支援事業ほか）

2 指定の経緯

令和7年 7月 1日 募集要項配布

令和7年 7月15日 募集説明会の開催

令和7年 9月 1日 募集締め切り

令和7年10月28日 指定管理者検討会の開催

令和7年10月 指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

- ① 法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)
- ② 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ③ 申請意向届出書を提出していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が申請意向届出書を提出していること。)

※複数の団体により構成するグループによる応募について

グループでの応募も可能です。その場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表団体を定めていただき、上記の要件を、その代表団体に求めます。

なお、共同事業体の代表団体は、構成員中最も業務履行能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大でなければならないこととします。

- ④ 共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること。

(2) 応募状況

説明会参加：1団体

応募件数：1団体（社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・[業務に精通する者] 伊野 和子（北九州市自閉症協会事務局長）
- ・[学識経験者] 門田 光司（久留米大学大学院客員教授）
- ・[学識経験者] 高橋 秀直（北九州市立大学大学院マネジメント研究科准教授）
- ・[財務・経営に知見を有する者] 田村 奈々子（田村奈々子税理士事務所所長）
- ・[業務に精通する者] 森 聖子（北九州市身体障害者福祉協会常務理事）

※ 五十音順 敬称略

5 選定基準（例）等

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1 指定管理者としての適性	
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていきだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
	(3) 実績や経験など
	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
	② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
	③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2	管理運営計画の適確性
	【有効性】
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み
	① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
	② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
	③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
	④ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成等についての提案があるか。 ・発達向上 ・社会性の向上 ・身体機能の維持、向上 ・自立支援 など
	⑤ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取り組み等の提案があるか。
	(2) 利用者の満足度
	① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
	② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
	③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
	④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
	⑤ 利用者のニーズ等に沿った取り組み（社会参加や生きがいづくりなど）が考えられているか。
	⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
	※ 就労移行支援・就労継続支援のサービスを提供する施設は、利用者の一般就労、工賃（賃金）の向上のための具体的な取り組みが考えられているか。
	【効率性】
	(3) 指定管理料及び収入
	① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
	② 収入が最大限確保される提案であるか。
	③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性
	① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
	② 経費の配分は適切であるか。
	③ 積算根拠は明確であるか。

④ 再委託が適切な水準で行われているか。
【適正性】
(5) 管理運営体制など
① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
① 施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。
② 施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策が十分に考えられているか。
③ 利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。
④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
⑤ 衛生管理及び感染症防止への対応策が十分に考えられているか。
⑥ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。
(7) 社会貢献・地域貢献
① 高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。
② 労働環境の向上への取り組みが考えられているか。
③ SDGsの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。
④ 地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。
⑤ 地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。
⑥ 市民の雇用拡大に資する配慮が考えられているか。

【評価レベル】

評価 レベル	乗 率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	配点	評価レベル					検討会 審査結果	得点
			構成員						
			A	B	C	D	E		
社会福祉法人 北九州市手をつなぐ 育成会	1 指定管理者としての適性								
	(1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針	5	4	4	3	5	4	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政 基盤	5	4	4	3	4	4	4	4
	(3) 実績や経験など	5	4	4	4	4	4	4	4
	2 管理運営計画の適確性								
	【有効性】								
	(1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み	25	4	4	3	4	3	4	20
	(2) 利用者の満足度	20	4	5	4	4	4	4	16
	【効率性】								
	(3) 指定管理料及び収入	10	4	3	3	4	3	3	6
	(4) 収支計画の妥当性及び 実現可能性	10	4	3	3	5	3	4	8
	【適正性】								
	(5) 管理運営体制など	10	3	4	4	4	4	4	8
	(6) 平等利用、安全対策、危 機管理体制など	10	4	3	3	4	3	3	6
	(7) 社会貢献・地域貢献	10	3	3	3	4	3	3	6
	合 計	110	84	84	73	91	75	—	82
	地元団体に対する優遇措置（5点）								

(2) 検討会における主な意見

【指定管理者としての適性】

- ・理念や基本方針を有していると認める。
- ・人的基盤や財政基盤を有していると評価できる。
- ・長年の経験・運営実績を有している。

【管理運営計画の適確性】

- ・施設外就労に力を入れ、高工賃を実現しており、評価できる。
- ・当事者や家族との懇談、他機関との連携・情報共有など、利用者個々のニーズに応える様々な支援や配慮がなされ、利用者満足度も高い。
- ・夏まつりや若松区自治連合会等との協力など地域活動にも取り組んでいる。

(3) 検討会における検討結果

応募団体について検討会で審査した結果、指定管理者の適性については3つの審査項目について評価レベル4、有効性については2つの審査項目について評価レベル4、効率性については2つの審査項目のうち、1つの項目で評価レベル4、1つの項目で評価レベル3、適正性については3つの審査項目のうち、1つの審査項目で評価レベル4、2つの項目で評価レベル3となり、全体的に市の要求水

準を上回っており、十分な能力を有していることが認められた。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・長年にわたり、法人立の障害者・障害児施設の運営を行っており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。洞海工芸舎についても、平成18年度の開設当初から円滑に管理運営を行ってきた実績がある。
- ・平成18年度当初から、指定管理者として施設の管理運営を行っている。施設の設置目的等についてよく理解しており、施設の管理運営に関して強い意欲が感じられる。
- ・法人全体で、社会福祉士等の資格取得者を数多く有しており、さらに将来の人材育成についても積極的に取り組む姿勢がある。また、各種の研修制度等により職員の資質向上等に努めている。
- ・十分な基本財産を有しており、財政基盤は安定している。また、経費削減についても一定の取組みがなされている。
- ・就労継続支援において、一人ひとりに合った働き方の提供と高い工賃の実現を目標に、施設内外の活動を充実させ、利用率の向上と、新規利用者の増加に努めている。
- ・地域の「火まつり行事」に参加する方への記念品の封入作業や、地域の作品展への利用者作品の出展など、地域との交流に取り組んでいる。
- ・利用者ニーズに基づく個別支援計画の策定、社会参加の推進、苦情対応、情報提供など、現状と課題を踏まえた提案がなされている。

8 提案額

0千円（令和8年度～12年度の各年度）

(北九州市立洞海工芸舎 指定管理者)

団体名： 社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会

1 指定管理者としての適性について

(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
利用者の意向を尊重した多様な福祉サービスが総合的に提供されるよう創意工夫して、利用者が個人の尊厳を保持し、自立した生活を地域社会において営むことができるように支援し、障害のある人もない人も互いに尊重し合う共生社会の実現を目指すという経営理念の下、第5次中期経営計画（令和4年度～令和9年度）を策定し、「Ⅰ．障害種別や年齢等に応じたサービス提供体制の構築 Ⅱ．地域における公益的活動の推進 Ⅲ．専門性の高い支援を実現できるキャリア形成と人材確保 Ⅳ．経営組織のガバナンスの強化と事業運営の透明性の向上」という4つの基本戦略を掲げています。指定管理者として施設運営を安定的に推進するために、PDCAサイクルを管理しながら、第5次中期経営計画の目標達成を目指します。
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
人的基盤について、専門性の高い支援を実現できるキャリア形成と人材を確保するため、入職後3年間のジョブローテーションを継続。経験年数や役職に応じた階層別研修、国家資格取得のための対策講座を開催しています。財務基盤は、会計監査人から適正な法人経営に努めるため指導を継続的に受けています。その結果、「流動比率」「純資産比率」「固定長期適合比率」など健全な指標となっています。今後も事業運営の透明性の向上、事務規律の強化、対外的な信頼性の向上に努めるとともに、安定した経営、事業運営を継続していきます。
(3) 実績や経験など
当法人は昭和53年に設立し、47年の歴史と実績を有しています。現在、3ヶ所の指定管理施設の指定を含め、市内に22施設・事業所を運営しています。障害のある子どもから高齢者まで幅広い年代や障害特性に対して個別支援を実践しています。法人独自の取り組みは、就労継続支援B型のデジタル化事業、ひまわりアート展、職員による実践研究など様々な取り組みを実施しています。

2 管理運営計画の適確性

(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み
第5次中期経営計画（令和5年度～令和9年度）に基づき、事業所では目標に対する実施事項と数値目標を決め、四半期ごとに進捗管理を行っています。地域共生社会の実現に向けて事業所の活動状況や障害当事者の活躍を法人ホームページやインスタグラムを活用し情報発信しています。個別支援計画はサービス担当者会議に利用者本人が参加し、意思決定支援を行います。また、利用者の家族支援は、家族の思いや意見を面談や家族懇談会等を行っています。

(2) 利用者の満足度
利用者の意思決定を尊重し、個人の尊厳に配慮して、利用者ニーズに寄り添ったサービスを提供します。利用者や家族の声は、北九州市の利用者アンケート結果を基に事業へ反映させたり、苦情解決委員会に寄せられた意見や苦情を真摯に受け止めサービス向上を図ったりしています。また、「地域連携推進会議」推進員が共同生活援助における意思決定支援の状況についても聞き取っています。

(1) 指定管理料及び収入
事業活動収入の9割近くを障害福祉サービス等事業収入が占めています。障害のある利用者のニーズに沿ったサービス提供を基本に、利用者増加及び利用率向上による収入増加に取り組んでいきます。また、収益の一部については、利用者負担の軽減や建物修繕費等に有効に活用し今後も可能な限り還元していきます。
(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性
収支計画は、利用者ニーズを反映させた事業計画に基づいた予算を作成しています。予算執行管理は、月次、四半期毎の分析を実施し、予算達成に向けて取り組んでいます。 建物維持管理について、本部が中心となり適正な業者を選定し、定期点検、経費削減に努め、安心・快適な環境でのサービス提供を目指します。

(1) 管理運営体制など
障害者総合支援法及び関係法令等に則り、事業管理者、サービス管理責任者など、人員基準に基づいた職員を配置しています。事業推進は法人統一の職務分掌で業務分担し、事業を推進します。また、事業管理推進委員会が年2回全事業所を巡回し、法令・基準が遵守されているか確認します。地域との関係性づくりでは、清掃活動・祭り・安全パトロール等の地域行事へ積極的に参加し、利用者が地域の一員として地域づくりに参画しています。
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
個人情報適切保護のため「情報活動の推進に関する規程」「ソーシャルメディア（SNS）利用管理規程」を策定しています。利用者の人権尊重、身体拘束及び虐待防止では、「法人倫理綱領」「職員行動規範」「利用者の権利擁護規程」「虐待防止規程」「虐待防止マニュアル」を定め読み研修を開催します。事故防止には、ヒヤリハットの要因や改善策を共有し、事故発生時はマニュアルに基づき対応します。その他、感染症予防対策の職員研修、BCPに沿った訓練を行います。法人は、危機管理委員会を設置し、リスクマネジメントを徹底し迅速に対処します。
(3) 地域貢献・社会貢献
SDGsでは共生社会の実現・利用者の就労支援の推進・人権尊重・利用者、職員の健康管理の推進・エコアクション21の取り組み・働きやすい職場環境の推進の項目で16の目標に取り組んでいます。また、地域貢献では、事業所ごとに地域清掃、伝統行事などに継続的に参画し、地域住民と交流を図っています。

提案額（千円）

8 年度	0 円
9 年度	0 千円
10 年度	0 千円
11 年度	0 千円
12 年度	0 千円